

埼玉県公安委員会告示第93号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和8年5月11日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

1 講習に係る警備業務の区分及び講習の種別

機械警備業務管理者講習（法第42条第2項に規定する機械警備業務管理者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第12条第1項に規定する機械警備業務管理者講習修了証明書の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

2 講習の受講定員及び実施期日

講習の種別	受講定員	実施期日
機械警備業務管理者講習	30人	令和8年7月7日（火）から7月9日（木）までの3日間

3 修了考査

令和8年7月10日（金）午前10時から午前11時40分までの間

4 講習及び修了考査実施場所

埼玉県川越市大字木野目1267番地1

一般社団法人埼玉県警備業協会総合センター

5 受講申込手続

(1) 申込方法

受講を希望する者は、受講申込書等の提出に先立って必ず本人が埼玉県警察本部生活安全部保安課（受付専用電話048-834-7977）宛て事前申込みを行い、受理番号を取得すること（代理人による申込み及び受付専用電話以外での申込みは受け付けない。）。

(2) 申込日時

令和8年6月25日（木）午前9時30分から午後3時までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）とし、定員になり次第締め切る。

6 受講申込書等の提出

(1) 提出場所

埼玉県川越市大字木野目1267番地 1

一般社団法人埼玉県警備業協会総合センター

(2) 提出日時及び提出方法

令和 8 年 7 月 2 日（木）午前 9 時 30 分から午後 3 時までの間（午後 9 時から午後 1 時までの間を除く。）に前記(1)の提出場所において直接提出することとし、郵送等による提出及び前記 5 による事前申込みを行っていない者による提出は認めない。

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）（6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真を貼付したもの） 1 通

7 講習手数料の納付方法

受講申込書提出の際、原則としてキャッシュレス決済の方法により、手数料 39,000 円を納付すること。

なお、納付した講習手数料は返還しない。

8 講習実施時間等

(1) 受付日時

令和 8 年 7 月 7 日（火）午前 8 時 30 分から午前 8 時 45 分までの間

(2) 講習実施日時

実施日	講習時間
令和 8 年 7 月 7 日（火）	午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間
令和 8 年 7 月 8 日（水）	午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間
令和 8 年 7 月 9 日（木）	

9 照会先

埼玉県警察本部生活安全部保安課（電話 048-832-0110（内線 3203 又は 3204））